

平成 31 年度

事 業 計 画 書

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

## 取組方針

我が国固有の領土である北方四島がソ連に不法占拠されて以来、73 年以上が経過したが、故郷である北方領土の祖国復帰は実現していない。約 1 万 7 千人の元島民は、既に約 1 万 1 千人を超える方々が他界し、存命の方も高齢となっている。

昨年 11 月の日露首脳会談において、平和条約の締結交渉を加速することが合意されたものの、その後の外交交渉では、領土問題の解決、平和条約の締結に関する具体的な進展はなかった。

北方四島の元島民とその後継者で組織する当連盟は、北方四島すべての返還を願い、最も望ましい解決の姿を示すため、昭和 33 年の設立以来「北方領土の早期一括返還」をスローガンに活動してきた。今後とも、このスローガンのもと、返還要求運動に取り組んでいく。

返還要求運動や領土問題への国民の関心と理解をさらに深めるため、各種の啓発事業に取り組むとともに、元島民、そして後継者による語り部の活動を進める。

自由訪問や北方墓参に関して、希望する地域での実施をはじめ、参加者の負担軽減や四島への安全・確実な上陸のための措置が早期に実現するよう、国や関係機関に働きかける。

北方四島での共同経済活動や平和条約締結交渉の動向を踏まえ、財産権を行使できなかったことへの措置や残置財産の取扱いなど財産権の保護に関して、国への要望を強めていく。

返還要求運動をはじめ今後の取組に重要な役割を担う後継者に関して、研修・セミナーの開催や語り部の活動を充実するとともに、3 世など若い世代の参加を促すなど後継者活動を充実する。

以上を踏まえ、平成 31 年度は次の事項に重点的に取り組むこととする。

- 1 北方領土返還要求運動の推進
- 2 北方領土問題に関する啓発活動の推進
- 3 北方四島訪問事業の円滑な実施
- 4 財産権保護の検討など援護問題への対応
- 5 後継者活動の充実

# 1 北方領土返還要求運動の推進

## (1) 北方領土返還要求署名運動の推進

### ア 署名活動の実施

北方領土の早期返還を求める国民世論の結集を図るため、行政機関や北方領土返還要求署名運動推進会議、都道府県民会議、北方領土返還要求運動連絡協議会等の関係団体と連携を図り、署名活動を推進する。

### イ 国会請願及び政府・国会要請の実施

北方領土返還要求署名として寄せられた国民の意思が一日にも早く達成されるよう、国会法第79条の規定に基づき衆・参両議院へ請願を行う。

また、道及び関係団体とともに北方領土問題の早期解決について、政府及び国会議員等に要請を行う。

## (2) 北方領土問題早期解決の要請

北方領土の早期一括返還、北方墓参・自由訪問の円滑な実施、元居住者の権益保護、後継者活動への支援などについて、「別紙要望項目」により政府及び国会議員等に要請を行う。

## (3) 北方領土問題に関する研修の開催

### ア 北方領土問題セミナー

北方領土問題に関する理解を深めるため、学識者や報道関係者等による講演など、領土問題の歴史的経緯や現状等に関するセミナーを開催する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催期日 4月24日(水)
- ・対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

### イ 北方領土問題地域学習会

北方領土問題への関心や理解を深めるため、千島連盟各支部において、元島民等や地域住民を対象とする講演会や元島民等による語り部を行う学習会を開催する。

- ・開催支部 函館支部、根室支部
- ・開催時期 9月～12月
- ・対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

### ウ 支部長・事務局長等研修会

北方領土問題の現状、返還要求運動のあり方、当連盟の実施事業等について協議検討し、広く北方領土問題への理解と協力を得るため、支部長・事務局長等研修会を開催する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催期日 5月28日(火)
- ・対象者 各支部長及び事務局長並びに当連盟役職員

## (4) 北方領土関連資料の収集・保存

元島民の語り部の高齢化により、北方領土への望郷の思いや島での体験などを語り伝える機会が減少していることから、元島民の語り部による講演の映像を記録・収集し、後継者の語り部にとって今後の活動の参考となるよう、保存・整備する。

また、北方領土の文献や資料、元島民等が所有する北方領土に関する写真等の収集・整理を行い、その資料の有効利用を図るため、千島会館等の関連施設において展示などを行う。

## (5) 地域活動の推進

千島連盟の各支部が、それぞれの地域で実施する北方領土返還要求運動推進事業に対し支援するため、活動交付金を交付する。また、後継者活動の活性化を図るため、後継者活動交付金を交付する。

## (6) 島民組織代表者会議の開催

各地域での返還要求運動や啓発活動との連携を図るとともに、元島民の立場から、北方墓参や自由訪問での訪問地域に関する協議検討を行うため、島民組織代表者会議を開催する。

- ・開催地 根室市
- ・開催時期 11月上旬～中旬
- ・参加者 北方四島各島の元島民組織の代表者及び当連盟役職員

## (7) 北方領土返還要求運動各種大会等への参画

関係機関及び関係団体が実施する北方領土返還要求運動に積極的に参画し、国民世論の高揚を図る。

# 2 北方領土問題に関する啓発活動の推進

## (1) 各種啓発事業の実施

地域住民等の北方領土問題への理解と関心を高めるため、千島連盟の支部所在の地域等において、語り部による講演会、小中学生の北方領土体験、パネル展示など各種啓発事業を実施する。

## (2) 啓発推進員の配置

地域住民等の北方領土問題への理解と協力を得るため、北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）を中心に啓発推進員を配置し、啓発活動や元島民及び後継者の返還要求運動への参加促進などを推進する。

- ・配置支部 函館、オホーツク、釧路、別海町、中標津、標津、羅臼、富山

## (3) 広報紙の発行

会員をはじめ一般国民に対する情報提供を行うため、北方領土返還要求運動や啓発事業、自由訪問事業、墓参事業をはじめ、北方領土に関する記事を掲載した広報紙を発行する。

- ・発行回数 年3回
- ・配付先 会員及び関係機関、団体等のほか希望する一般住民

## (4) 北方領土の語り部活動の実施

### ア 語り部事業

元島民が北方領土への望郷の思いや島での貴重な体験などを語り伝え、北方領土問題や北方領土返還要求運動に対する国民意識の高揚を図るため、関係機関及び関係団体と連携し、語り部事業を道内・外で実施する。

- ・実施場所 北海道内 2ヶ所 北海道外 6ヶ所
- ・実施時期 6月～2月

## イ 語り部の派遣

派遣を希望する機関・団体等からの要請に応じ、各種研修会や大会等に語り部を派遣する。

## ウ 後継者語り部の育成

元島民後継者が、元島民の北方領土への思いや体験を語り継ぐ語り部の重要性を認識し、その役割を担うことができるよう、講習会を行うとともに、語り部としての経験を積むため、地域住民等を対象に発表会を行う。

また、語り部としてのスキルアップを図るため、登録者を対象に、専門家を講師に招き、話し方等の研修会を行う。

### 【地域講習会】

- ・開催地 厚岸町、羅臼町
- ・開催時期 9月～12月
- ・対象支部 厚岸町開催……厚岸支部、浜中支部、釧路支部  
羅臼町開催……羅臼支部、標津支部
- ・対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

### 【スキルアップ研修会】

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 12月
- ・対象者 後継者語り部登録者

## 3 北方四島訪問事業の円滑な実施

### (1) 北方四島自由訪問事業の実施

人道的見地及び北方領土問題解決のための環境整備の一環として、日露両国政府間の合意に基づき、元島民とその家族が、故郷である北方四島へロシアのビザを取得することなく最大限簡素化された手続で訪問する自由訪問事業を実施する。

| 区分  | 日 程              | 訪 問 地 区                    |
|-----|------------------|----------------------------|
| 第1回 | 5月17日(金)～20日(月)  | 択捉島：トマカラウス、グヤ、十五夜萌         |
| 第2回 | 5月31日(金)～6月3日(月) | 国後島：東沸、中ノ古丹                |
| 第3回 | 6月21日(金)～24日(月)  | 国後島：植沖、植内、ラシコマンベツ          |
| 第4回 | 7月12日(金)～15日(月)  | 色丹島：斜古丹・クリル人墓地、アハマ、稲茂尻、フボイ |
| 第5回 | 8月2日(金)～5日(月)    | 国後島：乳呑路、礼文磯、白糖泊            |
| 第6回 | 8月30日(金)～9月2日(月) | 歯舞群島勇留島：トコマ、歯舞群島志登島：西浦泊    |
| 第7回 | 9月20日(金)～23日(月)  | 国後島：古丹消、ハッチャス、泊            |

(諸般の事情によって変更があり得る。)

### (2) 北方墓参事業への協力

人道的見地から北海道が実施する北方墓参について、北海道の委託事業として、団員の募集、選考、推薦業務を行うほか、当連盟事業として訪問墓地において慰霊、法要を実施する。

| 区分  | 日 程             | 訪 問 墓 地                                     |
|-----|-----------------|---|
| 第1班 | 6月15日(土)～17日(月) | 国後島：ニキシロ、ブニ、オタトミ、ポンキナシリ                     |
| 第2班 | 7月18日(木)～20日(土) | 択捉島：ウエンバフコツ、内保、ペケンリタ、オダイベケ                  |
| 第3班 | 7月26日(金)～29日(月) | 歯舞群島水晶島：茂尻消、ボッキゼンベ、秋味場<br>色丹島：能登呂、キリトウシ、相見崎 |

(諸般の事情によって変更があり得る。)

### (3) 北方四島交流事業（ビザなし訪問）への協力

北方領土問題の解決のための環境整備の一環として、「北方四島交流北海道推進委員会」及び「独立行政法人北方領土問題対策協会」が実施する北方四島交流訪問事業に協力し、北方四島との交流を行うほか、団員（元島民等）の募集、選考、推薦業務を行う。

| 実施団体                                     | 区分  | 日 程             | 訪 問 地   |
|--|-----|-----------------|---------|
| 北方四島交流北海道推進委員会<br>〔北海道内に居住する<br>元島民等を対象〕 | 第1回 | 5月10日(金)～13日(月) | 国後島     |
|  | 第2回 | 5月24日(金)～27日(月) | 色丹島     |
|  | 後継者 | 8月23日(金)～26日(月) | 国後島・色丹島 |
| 北方領土問題対策協会<br>〔北海道以外に居住する<br>元島民等を対象〕    | 後継者 | 6月7日(金)～10日(月)  | 色丹島     |
|  | 第1回 | 7月5日(金)～9日(火)   | 色丹島・択捉島 |
|  | 第2回 | 8月15日(木)～19日(月) | 国後島・色丹島 |

(諸般の事情によって変更があり得る。)

## 4 財産権保護の検討など援護問題への対応

### (1) 財産権の保護に関する検討

元島民等が財産権を行使できなかつたことへの措置や、残置財産の取扱いなど財産権の保護に関して、企画運営委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて理事等で構成する会議を開催する。

### (2) 援護問題の相談対応等

元島民等の戸籍や残置財産の相続に関する事、独立行政法人北方領土問題対策協会が所管する融資制度（「北対協融資」）の利用手続き等に関する相談に対応し、助言する。

### (3) 援護問題に関する意見交換

役員等が各支部を訪問し、元島民等の援護問題の現状等を把握するとともに、意見交換を行う。

## 5 後継者の活動

### (1) 後継者活動委員会の開催

北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者の育成や活動を促進するため、後継者活動委員会において、後継者活動全般について協議検討を行う。また、後継者の視点による啓発活動を検討し、実施する。

#### 【委員会の開催】

- ・開催地 札幌市
- ・開催回数 年2回（5月、11月）
- ・参加者 元島民後継者20名（後継者活動委員）

#### 【後継者による啓発活動】

- ・後継者活動委員会（5月）で具体的な内容を検討の上、実施する。

### (2) 後継者活動推進員の配置

各支部の後継者活動を活発化し、今後の北方領土返還要求運動の担い手の育成及び運動の更なる推進を図るため、後継者活動推進員を配置し、後継者対策を推進する。

- ・配置支部 函館、道北、オホーツク、十勝、釧路、厚岸、浜中、別海町、中標津、標津、羅臼、関東、富山

### (3) 後継者の研修・セミナー等の開催

#### ア 後継者活動促進全国セミナー

北方領土問題への理解と認識を深めるため、今後の北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者や若い世代の一般市民を対象にセミナーを開催するとともに、元島民後継者間の連携強化及び後継者活動の促進を図るため、意見交換を行う。

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 10月12日（土）～13日（日）
- ・対象者 元島民後継者及び一般住民

#### イ 後継者研修会

今後の北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者が、北方領土問題や北方領土返還要求運動の推進等について、国（内閣府）の助言を得ながら協議・検討するとともに、研修の一環として、北方領土返還要求運動の原点ともいえる署名活動を、さっぽろ雪まつり会場の北方領土署名コーナーで実施する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 2月8日（土）～9日（日）
- ・参加対象者 元島民後継者

#### ウ 北方領土問題現地青年の集い

北方領土問題への認識を深めるため、北方領土隣接地域等において、元島民後継者が企画する語り部発表会や領土問題に関する講習会等を開催する。

- ・開催地 羅臼町
- ・開催時期 5月18日（土）
- ・参加対象者 元島民後継者及び一般住民

## エ 後継者の派遣研修

関係機関及び団体の実施する事業での体験を通し、北方領土問題に対する視野を広め、地域での活発な後継者活動の推進を図るため、将来的に活動のリーダーとなる後継者を国内各地等に派遣する。

- ・派遣先 東京都
- ・派遣時期 12月1日（日）及び2月7日（金）
- ・派遣者 元島民後継者

## (4) 後継者キャラバン事業

道内外において北方領土問題の啓発と後継者組織の活性化を図るため、北方領土返還要求運動の担い手である後継者が、毎年、各地を訪問し、地元自治体首長等に対し返還アピールの伝達や地域住民等への街頭啓発を実施する。

- ・派遣先 秋田県
- ・派遣時期 9月
- ・派遣隊員 元島民後継者

## (5) 北方領土青少年洋上セミナー

青少年の北方領土問題への理解と意識の向上を図るため、洋上から北方領土の近さを学ぶ体験会の実施、語り部の講話等、元島民後継者が企画する学習会を開催する。

- ・開催地 羅臼町
- ・経路 羅臼港～国後島中間ライン～羅臼港
- ・開催時期 7月7日（日）
- ・対象者 一般青少年及び元島民後継者

## (6) 後継者街頭啓発事業

次代の返還要求運動の担い手となる後継者の育成及び運動への参加促進を図るとともに、一般住民に対し広く北方領土問題への理解と認識を深め、世論の高揚を図るため、後継者が企画する街頭啓発を実施する。

- ・開催地 札幌市（地下歩行空間）
- ・開催時期 11月

## 6 千島会館の運営

北方領土隣接地域における北方領土返還要求運動の拠点施設として、北方領土問題に関する啓発や研修、元島民等の援護対策や活動の場となる「千島会館」を運営する。

## 7 医療支援促進事業の実施

外務省の「北方四島医療支援促進事業」の企画競争に参加し、採用された場合、外務省との委託契約に基づいて事業を実施する。



## 8 組織基盤の強化

### (1) 北方領土返還要求運動推進功労者等の表彰

北方領土返還要求運動に尽力し、その功績が顕著である者等に対し、表彰や感謝状の贈呈を行う。

#### ア 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）による表彰

#### イ 千島連盟理事長による表彰

### (2) 会員加入の促進

連盟組織の維持向上を図るため、各支部及び「島民の会」との連携の下に未加入となっている元島民とその後継者に会員への加入を促進する。

### (3) 通常総会等の開催

業務の適切かつ円滑な運営を図るため、通常総会等を開催する。

| 会議名     | 開催期日     | 開催場所              |
|---------|----------|-------------------|
| 通常総会    | 5月27日（月） | 第二水産ビル（札幌市）       |
| 理事会     | 4月25日（木） | ホテル札幌ガーデンパレス（札幌市） |
|         | 5月27日（月） | 第二水産ビル（札幌市）       |
|         | 2月下旬     | 札幌市内              |
| 企画運営委員会 | 年3回程度    | 札幌市内              |

## 政府及び国会議員等への要請

### 1 北方領土の早期一括返還に向けた外交交渉の展開

| 要望項目        | 内容  |
|-------------|---|
| 北方領土の早期一括返還 | 平和条約交渉の加速が日露間で合意されたものの、領土問題解決の道筋などは明確にされていない。強力な外交交渉を進めることにより、北方領土問題の解決に向けた具体的な成果を挙げ、一日も早く北方四島の返還を実現すること。 |

### 2 北方墓参・自由訪問における「より自由な往来」の実現、参加者の負担軽減と安全の確保、対象者の拡大

| 要望項目                              | 内容  |
|-----------------------------------|---|
| (1) 墓地や元居住地への立入制限の解消、「より自由な往来」の実現 | 希望する訪問地への立入が制限されることは、北方墓参や自由訪問事業が人道的見地から実施されていることを軽視し、事業の趣旨を損なうものとなっている。<br>故郷を訪れる唯一の機会である北方墓参や自由訪問に関して「元島民のための人道的措置」や「閉じられた区域へのアクセス」に関する協議を進め、墓地や元居住地への訪問が円滑に実施できるようにすること。   |
| (2) 参加者の負担軽減、安全で確実な上陸・移動のための対策の実施 | 高齢の元居住者には、年々、四島への移動や上陸後の徒歩移動が大きな負担となっており、また、近年、高波・うねりの影響や接岸場所の状況により、島への上陸を断念するケースが多く、これらについて早急に対応することが必要である。<br>① 「航空機墓参」を継続するとともに、既に訪問した墓地以外も対象とすること。<br>② 「航空機墓参」以外にも、飛行機やヘリコプターの利用を図ること。<br>・ 自由訪問事業や四島交流事業での飛行機の利用<br>・ 空港を利用できない地域や空港から車両で移動できない地域でのヘリコプターの利用<br>③ 自由訪問の出入域手続は、北方墓参と同様、訪問地に近い地点で実施すること。<br>④ 「えとぴりかⅡ」の改良や新たな上陸用舟艇を導入すること。<br>・ 「えとぴりかⅡ」の装備・設備等の充実<br>・ 小型舟艇やゴムボート・ホバークラフト等新たな上陸用舟艇の導入<br>⑤ 上陸地点や墓地・元居住地までのルートを整備すること。<br>・ 船揚場や棧橋の設置<br>・ 急傾斜路での階段・手すり・ロープの設置、砂利敷き・木道の設置、簡易舗装等<br>⑥ 居住地と根室市との移動に公共交通機関を利用すると長時間を要する等の場合、タクシー利用を可とすることにより負担軽減を図ること。 |
| (3) 墓地の修復・保全、環境の整備                | 今後とも円滑にお墓参りを実施していくためには、荒れた墓地の修復・保全や墓地にふさわしい環境の整備が必要となっている。<br>① 墓地の位置・現況を調査、把握すること。<br>・ 位置を特定するための専門的な調査・探査<br>・ ロシア側への情報提供の依頼<br>② 墓地にふさわしい環境を整備すること。<br>・ 破損・劣化した標柱の交換や倒れた墓石の再設置<br>・ 草刈りや墓地周りの柵の設置など  |
| (4) 自由訪問事業の対象者の拡大                 | 高齢の元居住者にとって、年々、参加が難しくなっていることに加え、後継者が北方四島に関する理解を深めるとともに、返還要求運動等の活動への参加を促進する観点から、対象者の範囲拡大が重要である。<br>① 「同行者」とされている「元居住者の子の配偶者、孫、孫の配偶者」を「対象者」とすること。<br>② 「曾孫」も対象者に追加すること。   |

| 要 望 項 目                 | 内 容  |
|-------------------------|--|
| (5) 北方墓参と自由訪問事業の再編の検討など | <p>北方墓参は、広く「物故者の親族」が参加できる一方、訪問地が墓地に限られ、島での滞在も短時間であること等を考慮すると、将来に向けては、広く元居住者の親族が参加可能で、お墓参りに加えて元居住地での散策も行うなど、墓参と自由訪問双方の要素を備えた事業への再編が必要となっている。</p> <p>① お墓参りと元居住地の散策などを行う「ふるさと訪問」（仮称）を検討し、早期に実現すること。</p> <p>② 元居住地が同じ者のグループや家族単位など少人数での訪問を可能とする事業や方法を検討し、早期に実現すること。</p> |
| (6) 北方四島との交流事業の推進       | <p>北方四島の住民との相互理解と友好を深め、北方領土問題解決の環境整備を進めるため、交流事業を適切に推進すること。</p>   |

### 3 財産権の保護に関する方針等の明確化、財産権を行使できなかったことの損失等への早急な措置

| 要 望 項 目                   | 内 容  |
|---------------------------|--|
|                           | <p>北方四島では、元居住者の財産を保全、利用できない状況が続いてきたが、共同経済活動の実施に向けた調査等が進められてきた。</p> <p>今後、プロジェクトに必要な施設等を整備するためには、予め、財産権の問題を解決することが不可欠であるので、日露間の協議とは別に「国内の問題」として必要な措置を早急に講ずる必要がある。</p> |
| (1) 残置不動産の保護と今後の取扱い方針の明確化 | <p>共同経済活動の実施に当たっては、既に四島側の行政政府や企業・個人等が占拠・使用している土地等を含め、元居住者が所有する土地等の残置不動産の現況を把握するとともに、財産権の保護に必要な措置を明らかにするなど、今後の取扱いの基本的な方針等を明確にすること。</p>                                |
| (2) 財産権を行使できなかったことの損失等の措置 | <p>北方領土に残してきた不動産は、長年にわたり所有権及び賃借権の権利を行使することができない状態にあることから、その損失等に対する必要な措置を早急に講ずること。</p>  |
| (3) 北方地域旧漁業権に対する補償        | <p>北方地域の旧漁業権に対する補償については、北方地域漁業権補償推進委員会が補償措置を要望しており、元居住者の多くが旧漁業権者であること、また、高齢化が進行していることに鑑み、早急に補償措置を講ずること。</p>  |
| (4) 北方領土への外国企業進出等の防止      | <p>北方領土への外国企業の進出及び周辺海域での漁獲操業は、日本の主権及び元居住者の財産権を侵害するおそれがあるので、このような事態の発生防止を図ること。</p>  |

### 4 後継者活動への支援の充実

| 要 望 項 目      | 内 容   |
|--------------|---|
| 後継者活動への支援の充実 | <p>3世など若い世代を含め、より多くの後継者が返還要求運動や広報・啓発活動等に積極的に参加し、また、語り部の活動を後継者が引き継いでいくことが必要である。</p> <p>活動の中心となるリーダーの育成や後継者自らが企画実施する広報・啓発活動への支援をはじめ、後継者組織の活性化など活動しやすい環境を整えるため、今後さらに支援措置を充実すること。</p> |